



災害時における電動車両等の  
支援に関する協定書



令和4年9月20日

東御市

長野三菱自動車販売株式会社

三菱自動車工業株式会社



## 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）、長野三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電動車両等の支援に関し、次の条項により協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、東御市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両等の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

### （電動車両等の種類）

第2条 乙又は丙が甲に対して貸与する電動車両等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

### （貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（前条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項の規定による連絡を受けたときは、甲は、乙又は丙に対し、電動車両等の貸与について、災害時における電動車両等の貸与要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙又は丙は、前項の規定による要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙又は丙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙又は丙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙又は丙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類及び数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して貸与報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等を貸与する期間(以下「貸与期間」という。)は、電動車両等の引渡しの日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙又は丙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により、第三者に与えた物的若しくは人的損害又は電動車両等に生じた損害については、甲が補償の責任を負うものとする。ただし、いずれの責めに帰すべきか不明な場合は、甲、乙及び丙で協議の上、その補償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険)

第9条 乙又は丙は、電動車両等の貸与に当たり、自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙又は丙へその旨を連絡し、当該自賠責保険及び任意保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に当たり、保険加入者の負担が発生した場合は、原



則として甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第 11 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次の各号の定めのとおり使用するものとする。

- (1) 乙又は丙が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、東御市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第 14 条第 3 項の規定により、乙又は丙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第 12 条 甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条の規定による返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所及び使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式 3 号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は、貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙又は丙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項に規定する防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命

令  
その  
の履  
いも

(協議)

第 17 条

び丙

(有効期

第 18 条

ただ

らも

に 1

この協

上、各 1

令和 4 年 9

令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災  
その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部  
の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わな  
いものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及  
び丙で協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。  
ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれか  
からも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更  
に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ署名の  
上、各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 9 月 20 日

長野県東御市 281 番地 2

甲 東御市

代表者 東御市長 花岡 利夫



長野県長野市東和田 865 番地 1

乙 長野三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

関本 一男



東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号

丙 三菱自動車工業株式会社

代表執行役 加藤 隆雄

